

令和2年10月28日

### 核兵器禁止条約の発効にあたって

核兵器廃絶・平和建設国民会議  
(略称：KAKKIN)

10月24日、核兵器禁止条約の批准国が50か国に達し、2021年1月22日には史上初めて核兵器の開発、生産、備蓄（保有）、使用、（使用の）威嚇を禁止する国際法が成立することになった。核兵器の廃絶を求めることについて KAKKIN の思いと一致するものである。

基本的にこのことによって核兵器をめぐる状況が急に変わることはないと思うが、核兵器は非人道的兵器であり、使用はもちろん核兵器自体を全面的に禁止するという考え方が国際的規範のひとつになった意義は大きい。制度として規定された規範には人や社会の意識を変える面があるからだ。一方で核兵器をすでに保有している国とそれを絶対的な悪とする国の話し合いで核兵器が廃絶できるかは疑問で、国際社会を二分する懸念もある。

日本は世界で唯一の被爆国であり、核兵器廃絶を訴えるのは当然である。しかし世界には多くの核兵器が存在し、日本を取り巻く安全保障の厳しさを考えれば、米国の核の傘に入らざるをえない。だから KAKKIN は核軍縮条約である核兵器不拡散条約（NPT）の枠組みの中で、核兵器の削減・廃絶を進めようとする立場にある。

KAKKIN はこれまで核兵器禁止条約に対しては評価をするが、肝心の核兵器保有国が参加しておらず、実効性がないとの見解を示してきた。それは現在も変わらないが、これを機に核兵器なき世界の実現のため、これまで以上に日本政府が保有国と非保有国との橋渡しの役割を果たすことを求めていく。

以上